

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年七月十三日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年十二月十八日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シテイハイツ六本木等整備工事）の契約金額「三十五億七千二百七十万二千六百四十円」を「三十七億四千三百三十六万四千二百四十円」に変更する。